

令和2年度当せん金付証票の発売限度額を定める件

令和元年（2019年）11月28日提出

札幌市長 秋 元 克 広

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第4条第1項の規定により、令和2年度において札幌市が発売する当せん金付証票の発売限度額は、18,500,000千円と定める。

（理 由）

札幌市が発売する当せん金付証票の発売限度額を定めるため、本案を提出する。